

5月31日、学童保育の職員基準を緩和する児童福祉法を改正する法律が成立しました。これまで2名以上の職員配置基準を拘束力のない参考基準とすることになりました。吉川市としてどう対応していくのか質問しました。指導員の資格と配置基準が自治体の裁量にゆだねられるということは、自治体の考え方次第で基準を変えることもできるようになります。吉川市長は、吉川市では学童保育職員の職員基準の緩和で吉川市への影響は近隣の草加市、越谷市でも制定している。吉川市も市発注の公共工事、公共サービスに関する適正な賃金が支払われるようになります。条例の制定を求めました。

総務部長は、賃金などの労働条件の基準となるものについては各地方公共団体レベルではなく国全体の問題として検討すべきであり、公契約条例を制定する考えはないと答弁。



関公園

旧庁舎の杭抜き工事 112本中11本抜けず 残置

旧市庁舎の解体と地中に埋めてある杭の引き抜きと整地等の工事が3月20日までの工期で進められました。11mの杭3本をつないでいるため、ジョイント部分で切れる等作業が困難、杭抜き機を1台から2台にして作業を進めました。しかし、日程通りすすまないことから、今年の3月議会で5月までの工期延長と請負金額1,791万5,040円増額の議案が提案され、可決しました。

杭抜きは3月下旬には終了しましたが、杭112本の内、途中で折れてしまっているか、腐っているかで11本が完全に抜けず、そのまま残地して充填土で埋めたというのです。

3月議会で遠藤議員の質疑に対して、工事延長と請負金額の増額の理由を「3月19日までで112本中96本、本庁舎の杭の引き抜きが終わってございますので、本庁舎の下は、あと16本になるというところでございます。」と担当部長は説明しました。杭の先端まで抜けずに工事がすすめられているとの説明は一切ありませんでした。しかも杭抜き機1台分のリース代、1日約50万円を日数で計算して請負金額を増額しています。残った杭の長さの分を差し引いても、吉川市長は、吉川市では学童保育職員の職員基準の緩和で吉川市への影響は近隣の草加市、越谷市でも制定している。吉川市も市発注の公共工事、公共サービスに関する適正な賃金が支払われるようになります。条例の制定を求めました。

第4期実施計画では、公園再生プロジェクトの実施と書いてあるだけで具体的にどの公園を整備するのかは書かれていません。

「公園再生プロジェクト5カ年計画」では関公園は平成28～30年までの3カ年で実施する計画でしたが遅れています。他の公園の整備の見通しを質問しました。都市整備部長は、計画では関公園と保第3公園を整備すると答弁。



2台の杭引抜き機を使っての作業

責任の所在についても、契約通りに作業を行ったが、杭の状態が悪く、地中のことでの予見することができなかった。この土地は売却しないことを決めており、損害が発生していないことから市と施工業者双方とも責任を負うものではない、との考えを示しました。しかし、今後建てる施設によっては支障をきたすことはあります。

当初、杭を抜く必要性を「産業廃棄物なので、抜く必要がある」と述べていました。今議会では、「残った杭は産業廃棄物としてではなく、適正に管理していきたい」と都合のよい答弁でした。工事発注にあたって杭の状態を調査しないで進めたことが、今回の結果をもたらしたといえます。

公契約条例の制定を

**建設生活委員
佐藤 清治**
電話 981-3854

文科省は熱中症対策のガイドブックなどを作成しており、そこには『熱中症対策フロー』には、熱中症が疑われ意識がない状態なら、救急車を待つ間、首や脇の下・大腿の付け根などを冷やすと書いています。これを実行するか否かで救命率が変わることであります。教育現場で働く先生方に、実際に行動できるレベルまでフローを身につけてもらうことが重要と考えます。

教育部长は「基本的にできなければならぬこと。養護教諭を中心に研修を行う、ガイドブックの読み合わせ、フローの掲示で注意喚起を行うことでもできる」と答えました。

今年は各教室にエアコンが設置されますが、熱中症事故はそれだけで二度と同じ事故を起こすことがない要と考えます。

教育部长は「基本的にできなければならぬこと。養護教諭を中心に研修を行う、ガイドブック